

コンソーシアムに関する誓約書

2021年6月29日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

構成団体の名称	有限責任事業組合まちとしごと
代表者の氏名	組合員 東 信史
構成団体の名称	公益財団法人京都地域創造基金
代表者の氏名	理事長 新川 達郎

我々2団体は、有限責任事業組合まちとしごと総合研究所が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためにコンソーシアムを組成し、下記のとおり誓約します。

なお、この誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。また、下記3に記載した誓約書等の内容については、相違ないことを申し添えます。

記

1. 我々2団体は、幹事団体である有限責任事業組合まちとしごと総合研究所を通じてコンソーシアム協定書（案）を提出し、有限責任事業組合まちとしごと総合研究所が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構と当団体との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム協定書を締結します。
2. 本誓約書にて誓約をした構成団体について、申請締め切り後、構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
3. コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した事項等
 - (1) 欠格事由に関する誓約書（別紙1）
 - (2) 業務に関する確認書（別紙2）
 - (3) 情報公開同意書（別紙3）

※記入上の注意点

印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

(別紙1)

欠格事由に関する誓約書

コンソーシアム構成団体は、下記1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

(別紙2)

業務に関する確認書

コンソーシアム構成団体は、有限責任事業組合まちとしごと総合研究所が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、下記のとおり確認します。

記

1. 有限責任事業組合まちとしごと総合研究所が資金分配団体に選定された後の当団体の役員
の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、
理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数
が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。
2. 当団体は、有限責任事業組合まちとしごと総合研究所が資金分配団体に選定された後におい
て、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害す
るおそれのある業務は行わないこと。
3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

団体名 指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※2 該当なし	※2 該当なし	※2 該当なし

※1 申請の日の属する事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政
機関から受けた指導、命令等(書面によるものに限る。)に対する措置状況を記載してくださ
い。また、当該事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してくだ
さい。

※2 該当がない場合には、「該当なし」と記載してください。

※注意点

有限責任事業組合まちとしごと総合研究所が資金分配団体に選定された後に、上記確認事項
に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性があります
のでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料(例えば、理事
等からの提出を受けた誓約書等)がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存し
てください。

(別紙3)

情報公開同意書

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「同機構」という）が行う助成対象事業に関するコンソーシアム構成団体としての助成の申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、本事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づき、この活動資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」も一読の上理解し、下記について同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

記

1 選定結果の公表

選定結果の公表時に、幹事団体によって提出された、「団体名」、「所在地」、「申請した事業の名称及び概要」、「代表者名」、「解決すべき社会課題」、「事業期間」、「決定助成額または申請助成額」、「審査コメント」及び「助成額の根拠（資金計画書、事業計画書、評価計画書）^{※1}」を公表すること。

2 申請時提出書類の公開

申請時提出書類（参考資料は除く）の公開時に、幹事団体によって提出された、「公募システムに直接入力する申請情報」、「公募システムに添付する申請書類（助成申請書、資金計画書、役員名簿、情報公開同意書（承諾書）、申請書類チェックリスト、定款、登記事項証明書（全部事項証明書）、事業報告書（過去3年分）、決算報告関連書類（過去3年分）、規程類一式）」を公開すること。

上記に加え、幹事団体によって提出された各構成団体における、「コンソーシアム構成団体についての規程類、規程類に関する必須項目確認書、役員名簿」を公開すること。

※1 選定団体のみ

コンソーシアム協定書

有限責任事業組合まちとしごと総合研究所（以下「甲」という。）と公益財団法人京都地域創造基金（以下「乙」という。）は、以下のとおり、コンソーシアム協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条

本協定書は、甲及び一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）の間で 2021 年 11 月 1 日付けで締結された資金提供契約（その後の変更を含む。また、かかる契約に関連して締結される契約、覚書等を含む。以下「資金提供契約」という。）に基づき、甲が、JANPIA からの助成を受けて資金分配団体（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 19 条第 2 項第 3 号ロに定めるものをいう。）として実施する別紙 1（本事業）記載の事業（以下「本事業」という。）を効率的かつ効果的に実施するためにコンソーシアムを組成すること及び組成したコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）の運営等に関する事項を定めることを目的とする。なお、本コンソーシアムは民法上の組合の組成を意図するものではない。

（名称）

第2条

本コンソーシアムの名称は、まちとしごと総研コンソーシアムとする。

（事務所の所在地）

第3条

本コンソーシアムは、事務所を京都市上京区河原町通丸太町上る出水町 2 8 4 番地に置く。

（構成団体の名称等）

第4条

本コンソーシアムの構成団体（以下「本構成団体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 有限責任事業組合まちとしごと総合研究所 組合員 東 信史
京都市上京区河原町通丸太町上る出水町 2 8 4 番地
- (2) 公益財団法人京都地域創造基金 理事長 新川 達郎
京都市上京区河原町通丸太町上る出水町 2 8 4 番地

（代表者及び権限）

第5条

1. 本コンソーシアムの代表者は、甲とする。
2. 本コンソーシアムの代表者は、本事業の実施に関して本コンソーシアムを代表し、併せて、本事業の実施その他の本コンソーシアムの運営（以下「本コンソーシアムの運営等」という。）に必要な資金（但し、第 10 条第 3 項及び第 4 項に定める場合に発生する債務、費用その他の支出のために必要な資金は含まれない。以下「本コンソーシアム運営等資金」という。）その他の財産を管理する権限を有するものとする。
3. 本構成団体は、本コンソーシアムの代表者が本コンソーシアムの窓口として第三者と交渉等を行う場合には、その求めに応じて、自らの担当業務（次条第 1 項で定義される。）に関して必要な協力を行うものとする。

(本構成団体の業務分担)

第6条

1. 本構成団体が本コンソーシアムにおいてそれぞれ担当する業務（以下「担当業務」という。）は、別紙2（各本構成団体の担当業務）のとおりとし、担当業務を変更する必要があるときは、運営委員会（次条に基づいて組織される。以下同じ。）の決議により、これを変更することができるものとする。
2. 各本構成団体は、適用のある法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその担当業務を実施するものとする。
3. 各本構成団体は、運営委員会の決議により承認を得た場合に限り、その担当業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。
4. 各本構成団体は、その担当業務の実施状況について、運営委員会の求めに応じて運営委員会に報告するものとする。
5. 各本構成団体は、各事業年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までを一事業年度とする。以下同じ。）の終了の日から60日以内に、運営委員会の指定する様式で当該事業年度における業務実施状況に関する報告書（以下「本業務実施状況報告書」という。）を作成して運営委員会に提出し、その承認を得るものとする。

(運営委員会)

第7条

1. 各本構成団体は、その役員又は従業員の中から、運営委員をそれぞれ1名選出するものとし、全ての運営委員をもって運営委員会を組織する。
2. 運営委員会は、各本構成団体の担当業務の進捗状況の管理、監督等を行い、また、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するために必要な体制の整備、運用等を行う責任者を選任するものとする。
3. 各本構成団体は、自らが選出した運営委員をして、善良なる管理者の注意をもって運営委員会の構成員としての職務を行わせるものとする。
4. 運営委員会の招集手続、決議事項及び報告事項、決議の方法、議事録の作成、第2項に定める責任者の選任の方法その他の運営委員会の運営に必要な事項は、別紙3（本コンソーシアム運営規則）に定めるものとする。

(ガバナンス・コンプライアンス体制の整備等)

第8条

1. 本コンソーシアムは、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するために必要な内容を、別紙3（本コンソーシアム運営規則）に定めるものとする。
2. 本コンソーシアムは、各本構成団体の役職員による内部通報制度の利用を促進するため、以下のいずれかの措置を講ずるものとする。
 - (1) 消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日）（その後に改定があった場合には改定後のものを指す。以下「内部通報ガイドライン」という。）を踏まえた内部通報制度の整備及び運用
 - (2) 各本構成団体の役職員に対し、JANPIA に設置されている内部通報制度の存在、利用方法等を周知するとともに、当該内部通報制度の利用者の保護のために必要な事項を定めること
3. 本コンソーシアムは、本協定書（別紙を含む。）及び運営委員会の議事録について、第三者から正当な理由に基づく開示の請求を受けた場合には、JANPIA の休眠預金助成システムを通じて、当該第三者にこれを開示するものとする。
4. 本コンソーシアムは、前項に定める開示を行う場合の具体的な手続その他前項に定

- める開示を行うために必要な事項を定めるものとする。
5. 本コンソーシアムは、各本構成団体又はその役職員による、本コンソーシアム運営等資金の本コンソーシアムの運営等以外の目的での使用その他本コンソーシアム運営等資金の不正使用その他の違法若しくは不正な行為（本事業に関するものに限られない。）の疑いが合理的に認められた場合には、JANPIA にその概要（かかる違法若しくは不正な行為を行った本構成団体又は役職員の所属する本構成団体の名称を含む。）を報告するものとする。また、かかる場合、本コンソーシアムは、上記概要を自らの Web サイト上等で広く一般に公表することができるものとし、各本構成団体はこれに協力するものとする。

（会計）

第9条

1. 本コンソーシアム運営等資金は、資金提供契約で定められた本コンソーシアムの代表者の「指定口座」（以下「本口座」という。）において管理するものとする。
2. 本コンソーシアムの代表者は、本口座において、本コンソーシアム運営等資金及び資金提供契約において管理を行うことが認められた金銭以外の金銭の管理を行ってはならないものとする。
3. 本コンソーシアムの代表者は、やむを得ない事由があると JANPIA 及び運営委員会が認めた場合を除き、本口座から現金の出金を行わないものとし、原則として、本口座からの支出（本コンソーシアムの運営等のための各本構成団体に対する支出を含む。）は振込みによって行うものとする。
4. 本コンソーシアムの代表者は、前項の規定に基づいて本口座から現金の出金を行う場合には、資金提供契約に定める方法により、本口座から出金した現金の額、出金の日時及び目的その他 JANPIA が出金の内容を把握するために必要な事項を、現金出納帳その他の書類に記録するものとする。
5. 本コンソーシアムの代表者は、本コンソーシアムの運営等に係る会計帳簿を作成して、本コンソーシアムの運営等の収支状況等を適時かつ正確に記録しなければならず、会計帳簿の作成後 5 年間、これを本コンソーシアムの代表者にて保管するものとする。

（本構成団体の責任）

第10条

1. 各本構成団体は、本コンソーシアム運営等資金について、本コンソーシアムの運営等のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的で本コンソーシアム運営等資金を使用してはならないものとする。
2. 各本構成団体は、他の本構成団体と連帯して本コンソーシアムの運営等を行うものとし、他の本構成団体がその担当業務を実施すること又は完了することが困難と合理的に認められる場合には、当該他の本構成団体の担当業務について、運営委員会の決議に従って、これを実施するものとする。
3. 各本構成団体は、本コンソーシアムの運営等に関して自らが実施した業務（その担当業務に限られない。本項において以下同じ。）について、一切の責任を負うものとし、これに関連して第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任と費用負担において当該紛争を解決するものとし、他の本構成団体は当該第三者に対して、一切の責任を負わないものとする。
4. 甲が、本コンソーシアムの運営等に関して、その責めに帰すべき事由によらずに損害を被った場合（本コンソーシアムの運営等に関して損害を被った第三者に甲が補償を行ったことにより、甲が他の本構成団体に対して求償債権を取得した場合を含む。）、甲以外の本構成団体（以下「非代表団体」という。）は、連帯して、甲に対してその損害を負担する責任を負う。

(非代表団体のガバナンス・コンプライアンス体制の整備等)

第11条

1. 各非代表団体は、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するために必要な体制の整備、運用等（諸規程の整備及び運用を含むが、これに限られない。）を行う責任者を設置すること
 - (2) 資金提供契約に基づき甲が備えている諸規程と同等の内容の規程を備えること
2. 各非代表団体は、各非代表団体の役職員による内部通報制度の利用を促進するため、以下のいずれかの措置を講ずるものとする。
 - (1) 内部通報ガイドラインを踏まえた内部通報制度の整備及び運用
 - (2) 各非代表団体の役職員に対し、JANPIA に設置されている内部通報制度の存在、利用方法等を周知するとともに、当該内部通報制度の利用者の保護のために必要な規程の整備をすること

(脱退等)

第12条

1. 本構成団体は、本協定期間（第 17 条第 1 項で定義される。以下同じ。）内においては、次項又は第 3 項に定める場合を除き、本協定書の解除により本構成団体であることを辞めること（以下「脱退」という。）ができないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、脱退を希望する本構成団体（以下「脱退希望団体」という。）は、他の全ての本構成団体の書面による同意を取得し、かつ、その担当業務を適切に実施することが可能な第三者又は他の本構成団体が、脱退希望団体の本協定書上の地位を承継することを承諾していることを条件に、脱退することができるものとする。
3. (i)本構成団体が、本協定書上の義務に違反したこと、財産状況の悪化等により担当業務の実施が困難となったことその他の事情により、本構成団体が本コンソーシアムの構成団体であることが相当でなくなると認められる場合（(ii)に該当する場合を除く。）には、運営委員会の決議により、(ii)本構成団体が、第 15 条第 1 項、同条第 2 項又は同条第 3 項の規定に違反したと甲が合理的に認めた場合には、甲の決定により、それぞれ、当該本構成団体（以下「不相当団体」という。）を脱退させることができるものとする。
4. 前項の規定により不相当団体を脱退させる場合には、不相当団体以外の本構成団体（以下「残存団体」という。）は、運営委員会において、各本構成団体の担当業務の変更、不相当団体の担当業務を適切に実施することが可能な、残存団体のいずれか又は第三者への不相当団体の業務の承継（これに必要な本協定書の当事者又は内容の変更を含む。）等、不相当団体の脱退後の本コンソーシアムの運営等の継続について必要な事項について協議を行うものとする。
5. 不相当団体は、その業務の承継に関し、残存団体から求められた場合にはこれに協力するものとする。なお本項の義務は、脱退の効力発生後も存続する。
6. 第 4 項の規定は、本構成団体が本協定期間内において解散又は消滅した場合に準用する。

(資料の提供)

第13条

各本構成団体は、本業務実施状況報告書、第 9 条第 5 項に基づいて作成された会計帳簿その他の本コンソーシアムの運営等に関連して作成又は整理された書類を、甲が、その裁量により、又は JANPIA の求めに応じて、JANPIA に提供することを承諾し、こ

れに協力するものとする。

(秘密保持)

第14条

1. 本協定書において秘密情報とは、一方当事者（以下「開示当事者」という）が他方当事者（以下「受領当事者」という）に対して、本コンソーシアムの運営等に関して、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本協定書締結の前後を問わず、開示した一切の情報（本協定書の存在及び内容、本事業の実施の事実及びその結果並びに本構成団体が保有する技術上及び業務上の情報（アイデア、ノウハウ、発明、図面、仕様、データ等）を含むが、これらに限定されない。）をいう。但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示された時点において、既に公知の事実であった情報
 - (2) 開示された時点において、受領当事者が既に了知していた情報
 - (3) 開示された後に、受領当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 受領当事者が秘密保持義務を負うことなく、開示当事者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 開示された後、受領当事者が秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
2. 受領当事者は、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。
3. 前項にかかわらず、受領当事者は、本コンソーシアムの運営等に必要な範囲のみにおいて、自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーであって、秘密情報を知る必要のある者に対して、秘密情報を開示することができるものとする。
4. 受領当事者は、前項の規定に基づき秘密情報の開示を受ける第三者が法律上守秘義務を負う者でないときは、本協定書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課して、その義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者においてその義務の違反があった場合には、受領当事者による義務の違反として、開示当事者に対して直接責任を負うものとする。
5. 第2項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令又は裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他受領当事者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則若しくは命令に従い必要な範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができる。但し、受領当事者は、かかる公表又は開示を行った場合には、その旨を遅滞なく開示当事者に対して通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条

1. 各本構成団体は、自ら並びにその役員、その経営に実質的に関与している者及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（これらを総称して以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしてい

- ると認められる関係を有すること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 各本構成団体は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本コンソーシアムの運営等（疑義を避けるため、自ら又は他の本構成団体の担当業務を含むものとする。）に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他の本構成団体の信用を毀損し、又は他の本構成団体の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 各本構成団体は、前二項に違反する事項が判明した場合には、直ちに他の本構成団体に対して書面又は電子メールでその旨を通知するものとする。
4. 各本構成団体は、他の本構成団体が前三項の規定に違反した場合には、これにより自らが被った損害の賠償を請求することができる。
5. 本コンソーシアムは、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するための措置（警察庁への照会を含むが、これに限られない。）を講ずるため、各本構成団体に対して、各本構成団体の役員に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとし、各本構成団体はこれに応じるものとする。
6. 各本構成団体は、第12条第3項の規定により本条第1項から第3項までの規定に違反した本構成団体を不相当団体として本コンソーシアムから脱退させた場合、それにより、当該不相当団体が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

(譲渡禁止)

第16条

各本構成団体は、本協定書に定める場合を除き、他の全ての本構成団体の事前の書面又は電子メールによる承諾なく、本協定書上の地位並びに本協定書に基づく権利及び義務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保設定その他の処分をしてはならないものとする。

(有効期間)

第17条

1. 本協定書の有効期間（以下「本協定期間」という）は、本協定書の締結日から2023年4月30日、甲が本事業が完了したと判断した日又は本コンソーシアムが解散した日のいずれか早い日までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、本協定書が終了（その原因を問わないものとする。）した後においても、第9条第5項、第10条第2項から第4項まで、第13条から前条まで、本条第2項、次条第2項、第19条、第21条並びに第22条の規定は有効に存続するものとする。

(解散等)

第18条

1. 本コンソーシアムは、次の各号のいずれかに該当した場合に解散するものとする。
 - (1) 本協定期間が満了した場合
 - (2) 甲が本コンソーシアムから脱退した場合
 - (3) 運営委員会が本コンソーシアムの解散を決議した場合
2. 本コンソーシアムが解散した場合、解散の時点で残存する本コンソーシアム運営等資金その他の本コンソーシアム運営等に係る財産は、全て甲に帰属するものとする。

(本協定書に定めのない事項)

第19条

本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(本協定書の修正及び変更)

第20条

本協定書を修正又は変更するには、本構成団体全員の書面による合意を要するものとし、本協定書を修正又は変更した場合、甲は、当該書面の副本1通をJANPIAに提出するものとする。

(管轄裁判所)

第21条

1. 本協定書は、日本法を準拠法とし、日本法に基づき解釈されるものとする。
2. 本構成団体の間で生じる本協定書に関する一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第22条

本協定書の解釈に関して疑義が生じた事項については、各本構成団体は誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

本協定書締結の証として、本協定書の正本2通及び副本1通を作成し、各本構成団体が記名押印の上、正本については各本構成団体が各1通を保有し、副本については1通をJANPIAに提出する。

2021年11月1日

甲：

京都市上京区河原町通丸太町上る出水町284番地
有限責任事業組合まちとしごと総合研究所
組合員 東 信史

構成団体：

京都市上京区河原町通丸太町上る出水町284番
公益財団法人京都地域創造基金
理事長 新川 達郎

別紙1（本事業）

新型コロナウイルス対応支援助成

「生きる基盤を失った若者の生活支援事業」

～寄り添いが必要な若者に寄り添う支援事業～

別紙2（各本構成団体の担当業務）

業務		まちとしごと 総合研究所	京都地域 創造基金
事業全体の企画・コーディネート		○	
助成先（実 行団体）の 選定	公募	○	○
	選考会の開催	○	○
	選考委員の選任	○	○
	実行団体の決定	○	○
資金の管理	専用口座の入出金事務	○	
	事業費用の集約・報告	○	○
	資金残高との照合	○	○
	資金管理状況の確認	○	○
事業の進捗 管理	実行団体の事業実施状況の把握	○	
	実行団体が必要とする資源の提供支援	○	○
	事業進捗状況の報告	○	○
事業の実施 評価・報告	実行団体の事業評価の支援	○	
	事業全体の目標達成状況の評価	○	○
	事業実施報告書の作成	○	○

別紙3（本コンソーシアム運営規則）

本協定書第7条に定める運営委員会の運営規則（以下、「本規則」という。）について、以下のとおり定める。

（開催）

第1条 運営委員会は、毎月定期的に開催する。

（代表委員の選定）

第2条 運営委員会は、運営委員の中から互選により代表委員を選定する。

（招集手続）

第3条 運営会議は、代表委員が招集する。

（定足数）

第4条 運営会議は、運営委員全員の出席をもって成立する。

（関係者の出席）

第5条 経営会議が必要と認めるときは、議事に関係する者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（決議方法）

第6条 運営委員会に付議された事項は、運営委員全員の同意により決する。

（構成団体の取引の承認）

第7条 本構成団体が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、運営委員会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本コンソーシアムの事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本コンソーシアムとの取引
- (3) 本コンソーシアムが本構成団体の債務を保証すること、その他本構成団体以外の者との間における本コンソーシアムとその本構成団体との利益が相反する取引

2 前項の承認にあたって開示する重要な事実とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

3 前項に示した事項について変更する場合は、事前に運営委員会の承認を得るものとする。

4 第1項の取引をした本構成団体は、その取引の重要な事実を遅滞なく、運営委員会に報告しなければならない。

(議事録)

第8条 運営委員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した運営委員は、これに記名押印しなければならない。

2 運営委員会の議事録には、下記に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

- (1) 運営委員会が開催された日時及び場所
- (2) 当該場所に存しない運営委員が運営委員会に出席した場合における出席の方法
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する本構成団体があるときは、その本構成団体の名称
- (5) 本規則第7条第4項による本構成団体の報告
- (6) 運営委員会に出席した者の氏名

(運営委員会の決議事項)

第9条 運営委員会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 本コンソーシアムの業務執行の決定
- (2) 代表委員の選定・解職
- (3) 重要な財産の処分及び譲受
- (4) 多額の借入
- (5) 重要な使用人の選任・解任
- (6) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) 内部管理体制の整備
- (8) 本規程第12条に規定する組合員の取引の承認
- (9) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (10) 事業報告及び計算書類の承認
- (11) 重要な規程・規則の制定、変更及び廃止
- (12) 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- (13) 重要な事業その他にかかる争訟の処理
- (14) その他法令に定める事項
- (15) その他経営会議が必要と認める事項

(改廃)

第10条 本規則の改廃は、運営委員会の決議を経て行う。

以上